

2. 5 環境基準等

2. 5. 1 「環境基本法」に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 9 項目について定められている。

表 2-5-1 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二 酸 化 い お う	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示第 25 号、昭和 48 年 5 月）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（環境庁告示第 38 号、昭和 53 年 7 月）
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示第 4 号、平成 9 年 2 月）

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2-5-2 に、大阪府における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2-5-3 に示すとおりである。

表 2-5-2 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1．時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2．A A をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3．A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4．B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5．C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

- 注：1．「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
 2．「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（環境庁告示第 64 号、平成 10 年 9 月）

表 2-5-3 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A A	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(A Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
(大阪府公告第 29 号、平成 11 年 3 月)

2. 5. 2 環境保全関係法令

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」を平成7年3月に制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府生活環境保全条例」という。）が平成6年3月に制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

工場・事業場に関する規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設について施設ごとの排出基準、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る総量規制基準が定められている。

同法では工場等が集中していることにより、排出基準のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域について、知事が総量削減計画を定め総量規制を行うこととされており、大阪府域は、大阪市、堺市等の17市1町の区域（58号区域）、岸和田市、池田市等14市7町の区域（59号区域）及び能勢町等の4町1村の区域（100号区域）の3つの区域に区分され、硫黄酸化物については58号及び59号区域、窒素化合物については58号区域において、総量削減計画が定められ、総量規制が実施されている。

さらに、大阪市では、工場・事業場等の固定発生源に係る窒素酸化物対策として、大気汚染防止法に基づく排出規制及び総量規制の基準遵守に加え、より厳しい指導基準を盛り込んだ「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」及び「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」に基づき、窒素酸化物の低減に努めている。

自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止として、国は、「大気汚染防止法」に基づき自動車1台当たりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきた。

窒素酸化物及び粒子状物質については、平成17年10月に新長期規制を開始し、特に、車両重量3.5トンを超えるディーゼル重量車については、窒素酸化物で41%の削減、粒子状物質で85%の削減を図り、新短期規制（平成15～16年）と比較して大幅に削減している。また、ディーゼル特殊自動車の排出ガスについても、平成15年から規制を開始している。

自動車用燃料の性状及び燃料に含まれる物質（鉛、硫黄等）の量に関しては、平成8年から大気汚染防止法により規制を開始している。なお、軽油中の硫黄分については、石油業界の自主的な取組により、平成17年1月からは10ppm以下の軽油が全国的に供給されている。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）に基づき、平成15年7月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び

自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、計画に定められた諸施策を総合的に推進しており、大阪市は、この削減計画の対策地域となっている。

また、「府生活環境保全条例」では、平成 10 年から運転者が自動車を駐車する場合のアイドリング停止の責務等を定めており、特に 500m²以上の駐車場の管理者に対しては、利用者に対し原動機を停止すべきことを周知させる義務を課している。さらに大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、同条例を改正し、荷主・運送事業者・行政等の連携した取組により、排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止する流入車の規制を、平成 21 年より実施している。

大阪市では平成 19 年 2 月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、エコカー（低公害・低燃費車）の普及促進等の施策を実施していくこととしている。

(3) 騒音に係る規制

工場・事業場騒音

工場・事業場騒音に係る規制については、「騒音規制法」に基づき特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音を対象として、区域ごとに規制基準が定められている。

また、「府生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の指定地域内の特定工場等を除く、工場・事業場から発生する騒音を規制の対象としている。

その内容は表 2-5-4 に示すとおりである。

表 2-5-4 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、昭和43年11月)
 (大阪府規則第81号、平成6年10月)
 (大阪市告示第246号、昭和61年4月)
 (大阪市告示第247号、昭和61年4月)
 (単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		(午前6時～午前8時)	(午前8時～午後6時)	(午後6時～午後9時)	(午後9時～翌日午前6時)
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

- 注：1. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
3. 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
- (1) 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 - (2) 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (3) 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 - (4) 第四種区域：工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域
4. 「既設の学校・保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む）をいう。
5. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

建設作業騒音

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等8種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める8種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等3種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-5に示すとおりである。

表2-5-5 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による
特定建設作業の規制基準

(厚生省・建設省告示第1号、昭和43年11月)
(大阪府規則第81号、平成6年10月)
(大阪市告示第246号、昭和61年4月)
(大阪市告示第248号、昭和61年4月)

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	85デシベルを超えるものでないこと	19時～7時の時間内でないこと	22時～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日・その他の休日でないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

(工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。)

道路交通騒音

a . 発生源の規則

自動車本体の騒音発生量については、自動車騒音の大きさの許容限度が「騒音規制法」の規定に基づき昭和 46 年に定常走行騒音、排気騒音及び加速走行騒音について定められた。その後、中央公害対策審議会の答申「自動車騒音の許容限度の長期的設定方策」に基づき、順次規制の強化が行われた。

さらに、平成 12 年 2 月には、平成 7 年の中央環境審議会答申で示された「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成 12 年 2 月 21 日 環境庁告示第 12 号）に沿って改正強化されている。

b . 都道府県知事等による要請及び意見

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるものとしている。

限度の内容は、表 2-5-6 に示すとおりであり、その区域については大阪市告示第 277 号で定められている。

表 2-5-6 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

（総理府令第15号、平成12年3月）
（等価騒音レベル）

区域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

- 注：1 . 「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 2 . 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。
- 3 . 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。
- 4 . 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

5. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として大阪市長が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(大阪府告示第277号、平成12年3月)

用途地域	区域の区分と要請限度	
	1 車線	2 車線以上
第 1 種中高層住居専用地域	a 区域 b 区域 65/55	a 区域 70/65 (75/70)
第 2 種中高層住居専用地域		b 区域 c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
準住居地域		
用途地域の指定のない地域		
近隣商業地域	指定しない	
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
工業専用地域		

注：() 内の数値は幹線交通を担う道路に近隣する区域に係る限度。

その他の規制

「府生活環境保全条例」では、「商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限」や「深夜における音響機器の使用の制限」の規制の措置が定められている。

(4) 振動に係る規制

建設作業振動

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」により、くい打ち機等を使用する作業等、4種類の作業を特定建設作業と定め規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「府生活環境保全条例」では、法に定める4種類の作業の他ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等、合計5種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表2-5-7に示すとおりである。

表2-5-7 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による
特定建設作業の規制基準

(総理府令第58号、昭和51年11月)
(大阪府規則第81号、平成6年10月)
(大阪市告示第250号、昭和61年4月)
(大阪市告示第252号、昭和61年4月)

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く。)	75 デシベル を超える ものでない こと	19 時 ～ 7 時の 時間 内で ない こと	22 時 ～ 6 時の 時間 内で ない こと	10 時間 を 超 え な い こ と	14 時間 を 超 え な い こ と	連 続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 ・ そ の 他 の 休 日 で な い こ と
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

(工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。)

道路交通振動

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

総理府令で定める限度は、表 2-5-8 に示すとおりである。

表 2-5-8 振動規制法による道路交通振動の限度

（総理府令第58号、昭和51年11月）
（大阪市告示第253号、昭和61年4月）

区域の区分	時間の区分 昼 間 (午前 6 時 ~ 午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時 ~ 翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注： 1 . 第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
2 . 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(5) 日照障害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」及び、「大阪市建築基準法施行条例」に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(6) 景観に係る規制

「景観法」では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、大阪市景観計画により、大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）が景観計画区域とされており、景観行政団体は大阪市である。また、大阪市景観計画で定めている景観形成の基本目標・基本方針の実現を図るうえでの取組方向や必要な施策を示し、効果的な景観施策の展開を図ることを目的として、「大阪市景観形成推進計画」を策定しており、事業計画地周辺は、「都市魅力景観形成地域」として位置づけられ、「これまでの景観施策を基本としながら、大阪らしい都市景観と景観の骨格の形成に向けて先導的な施策の展開を図る」とされている。

さらに、大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」が定められている。

(7) 緑化に係る規制

大阪府では、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化についての府環境審議会の答申（平成 17 年 5 月）を踏まえ、「大阪府自然環境保全条例」を改正し、一定規模（敷地面積 1,000m²）以上の建築物の新築・改築又は増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市の「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」（大阪市計画調整局、平成 20 年 4 月）では、事業者は建設計画区域内にその面積の 3% 以上の緑地を設置することとしている。

(8) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策や、建築物の環境配慮を促進させることを目的とした、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し、一定規模以上のエネルギー使用事業者（例えば、エネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で 1,500kL/年以上の事業所を持つ事業者）に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の届出及び一定規模（延面積 5,000m²）を超える新築、増改築を行う建築主に対する建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

また、大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するとともに、ヒートアイランドに対する施策を総合的かつ効果的に推進するための「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定している。

